

# 研修室及び会議室利用細則

(制 定 平成13年 9月 1日)

最終変更 平成26年 1月23日

(目的)

第1条 この細則は日本公認会計士協会近畿会(以下「当地域会」という。)研修室及び会議室(以下「研修室等」という。)の利用について必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 研修室等の利用目的は、原則として公認会計士業務及び会員の福利厚生及び学術に関するものに限るものとする。

(利用可能時間)

第3条 原則として以下の日以外で当地域会の業務及び実務補習に支障がない場合限り、当地域会の会員及び準会員(以下「会員」という。)の会合又は会員が過半数で構成する会合及びその他会長が適当と認めた場合について開館時間に限り、研修室等を利用することができる。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

12月29日から1月4日までの年末年始の休日

その他会報等で通知された休日

(利用の申込)

第4条 研修室等を利用したい会員は、研修室・会議室利用申込書に所要事項を記入の上、利用料を添えて申請し、事務局長の許可を得るものとする。

(申込の期限)

第5条 申込みの期限(業務として利用する場合を除く。)は、原則として利用日の2か月前より5日前までとする。前条の手続が間に合わない場合、電話等で仮申込みができるものとする。

(アルコール類の禁止)

第6条 研修室等では事務局長の許可がある場合を除きアルコール類の飲用を禁止する。

(利用料)

第7条 業務として利用する場合は無料とする。

2 会員及び日本公認会計士協会が研修室等を利用する場合の利用料は別途定める。

附 則

この細則は、平成13年9月1日から施行する。

第1次 改正附則

この改正細則は、平成26年1月23日から施行する。

(別 紙)

## 日本公認会計士協会近畿会の研修室等の利用料

会員及び日本公認会計士協会が近畿会の研修室等を利用する場合の利用料は下記のとおりとする。

記

会員が過半数で構成する会合で利用する場合

区 分	定員数	基本料金 ( 3 時間 )	延長料金 ( 1 時間 )
大会議室	60人	24,000円	8,000円
研修室	230人	45,000円	15,000円

(税別：備品を含む)

会長の承認を得た会合で利用する場合

区 分	定員数	基本料金 ( 3 時間 )	延長料金 ( 1 時間 )
大会議室	60人	72,000円	10,000円
研修室	230人	120,000円	20,000円

(税別：備品を含む)